

審議会及び議事録の取扱いについて（案）

1 審議会について

審議会については原則公開とし、傍聴人については、資料4「傍聴される皆様へ（案）」に基づき取り扱うこととする。なお、傍聴人の入室については、毎回、会議の冒頭で審議会に諮り、決定する。

【狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例】

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

2 議事録について

議事録については、原則公開とし、内容については要点筆記として、委員の確認を経たうえで正式決定とする。決定後は、教育委員会ホームページ上「会議録の広場」にて公表する。

【狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例】

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

【狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領】

第3条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名（事務局職員等を含む。）
- (4) 会議に付した案件
- (5) 提出資料
- (6) 会議の内容
- (7) その他当該会議において必要と認めた事項

第4条 前条第6号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で諮り、そのいずれかについて決定するものとする。